

# 1 議 事 日 程（第1日）

（令和6年第2回有田川町議会定例会）

令和6年6月4日  
午前9時30分開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度有田川町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第6 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第11 報告第11号 令和5年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第12 報告第12号 令和5年度有田川町下水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第13 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて  
令和6年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第33号 令和6年度有田川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第34号 令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第35号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第19 議案第36号 有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第37号 有田川町しみず温泉条例の制定について

日程第21 議案第38号 令和6年度金屋農村センター解体撤去工事の請負契約について

日程第22 議案第39号 財産の取得について

日程第23 議案第40号 有田川町農業委員会委員の任命の同意について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞 智 子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番	濃 添 勇 作	11番	岡 省 吾
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	岩 井 伸 幸
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企 画 調 整 課 長	寺 杣 眞 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、濃添勇作君、11番、岡省吾君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月28日に開催された議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る5月28日、午後1時から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から6月18日までの15日間とさせていただきます。一般質問は13日、14日としております。

また、本日の議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第5から日程第23までの報告11件、議案8件については一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位に協力をお願い申し上げまして御報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月18日までの15日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告11件、議案8件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13人です。

次に、監査委員より、令和6年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び令和6年2月に実施した令和4年度における財政援助団体等の監査報告、令和5年度水道事業棚卸検査の結果について報告されていますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名します。

お諮りします。

日程第5、報告第5号から日程第23、議案第40号までの報告11件、議案8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、報告第5号から日程第23、議案第40号までの報告11件、議案8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、去る4月1日付で職員の人事異動を発

令しましたので、御紹介を申し上げます。

消防長の岩井伸幸でございます。

教育部長の中平洋子でございます。

次に、建設環境部長の森本博貴でございます。

次に、産業振興部長の南長寿でございます。

次に、企画調整課長の寺杣真英でございます。

どうかよろしく願い申し上げます。

なお、説明員といたしまして出席する者は、副町長、教育長、部長職7名、課長職4名、私を含めて14名が常時出席いたします。

また、議案によって課長等が出席する場合には、当日の議会開会までに議長に申し出て許可を得るようにしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について説明を申し上げます。

報告第5号から報告第10号までの6議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、令和5年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第5号は、令和5年度有田川町一般会計補正予算第10号であります。今回の補正は、各歳出予算科目における不用額や未執行額を減じる一方、観光振興基金に175万円を積み立てる増額補正をし、歳入については町税、各種交付金、地方交付税、国・県支出金、繰入金及び町債等の決算額確定に伴う増減をした結果、4億7,700万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は194億3,268万2,000円と相りました。また、繰越明許費、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

報告第6号は、令和5年度有田川町国民保健保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、不用額や未執行額を減額し、県支出金及び繰入金等の歳入額についてもこれを補正した結果、1億5,156万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は34億7,579万2,000円と相りました。

報告第7号は、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、不用額や未執行額を減額し、保険料や繰入金等の歳入についても、これを補正した結果、211万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7億8,824万3,000円と相りました。

報告第8号は、令和5年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、不用額や未執行額を減じる一方、基金積立金に5,000万円を増額補正し、歳入額についても国・県支出金及び支払基金交付金等を補正した結果、2億7,764万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は30億4,657万4,000円と相りました。

報告第9号は、令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額や未執行額を減額し、歳入についても繰入金等を減額補正した結果、1,222万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7,957万1,000円と相りました。

報告第10号は、令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算第5号であります。今回の補正は、令和5年度の事業費が確定したことにより、基金積立金の額が確定した結果、収益的収入で520万円の増額補正となり、資本的支出で238万円の増額補正と相りました。

報告第11号は、令和5年度の一般会計予算の経費を令和6年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第12号は、令和5年度の下水道事業会計予算の経費を令和6年度に繰り越して使用するため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、これを報告するものであります。

報告第13号は、令和6年度有田川町一般会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、退職者数が当初の見込みより増えたことによる特別負担金を早急に支払うため、予算措置を講じたものであります。補正額は、それぞれ1,136万1,000円を追加し、補正後の予算総額は178億5,636万1,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、基金を充てることにしております。

報告第14号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたしまして、1点目は、町民税及び固定資産税において、当該者が減免の規定のいずれかに該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認める場合は職権による減免が可能となり、2点目は、令和6年度分の個人住民税について、定額による所得税の額の特別控除を実施し、控除額については本人1万円、控除対象配偶者または扶養親族1人につき1万円を控除するものであります。

報告第15号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点は、1点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行22万円から24万円へ引き上げ、2点目は、5割軽減の被保険者の数に乘すべき金額を現行29万円から29万5,000円へ引き上げ、3点目は、2割軽減の被保険者の数に乘すべき金額を現

行53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。

議案第33号は、令和6年度有田川町一般会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、4款衛生費の予防費では、コロナウイルスワクチン接種委託料として5,712万円を、保健センター費では、非常用照明設備の修繕料として103万5,000円を追加し、6款農林水産業費の林道新設改良費では、山村強靱化林道整備事業の工事請負費を315万円減じ、8款土木費の道路新設改良費では、防災・安全交付金事業の工事請負費を449万9,000円減じ、10款教育費の体育施設費では、金屋テニス公園整備の工事請負費として4,286万2,000円を、11款災害復旧費の農業用施設災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業費分担金還付金として930万円を、公共土木施設災害復旧費では、工事請負費として4億1,450万円を追加し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ5億2,521万5,000円を追加し、補正後の予算総額は183億8,157万6,000円となりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金や繰越金、町債などを充てることにいたしております。また、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第34号は、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うシステム更新委託料及び郵送料として559万8,000円を追加し、補正後の予算総額は35億3,260万5,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫補助金を充てることにいたしております。

議案第35号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、有田川町老人憩の家千葉荘の解体撤去により、条例内の別表に記載のある施設名称を削除するものであります。

議案第36号は、有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、有田川町老人憩の家千葉荘の解体撤去により条例内の別表に記載のある施設名称等を削除するものであります。

議案第37号は、有田川町しみず温泉条例の制定についてであります。今回の制定は、しみず温泉の整備に伴い、設置及び管理に関して必要事項を定める必要があるため、新規に有田川町しみず温泉条例を制定するものであります。

議案第38号は、令和6年度金屋農村センター解体撤去工事の請負契約についてであります。令和6年度金屋農村センター解体撤去工事を施工するため、令和6年4月25日、指名競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字野田511番地2、三洋建設株式会社、代表取締役川口健太郎氏が落札いたしましたので、7,722万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第39号は、財産の取得についてであります。湯浅広川消防組合との消防通信指令業務の共同運用に向け、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線シス

テムを整備するため、大阪府松原市西野々2丁目1番45号、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部部長中村祐一郎氏と4億9,500万円で物品売買契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第40号は、有田川町農業委員会委員の任命の同意についてであります。令和6年6月30日をもって農業委員会委員の方が任期満了となるため、新たに委員の任命をいたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

それでは、15名の方々の住所・氏名を申し上げます。有田川町大字天満645番地、大原正敏氏。同じく、大字小島92番地1、林典男氏。同じく、大字野田351番地、上田久志氏。同じく、大字田口337番地、生駒雅昭氏。同じく、大字大谷343番地、井口徹氏。同じく、大字出118番地1、嶋田勝彦氏。同じく、大字徳田254番地1、星田光司氏。同じく、大字庄282番地、山田清美氏。同じく、大字西丹生図483番地、川口智司氏。同じく、大字糸川584番地1、古寺善行氏。同じく、大字市場235番地、炭原茂氏。同じく、大字青田28番地、中嶋孝之氏。同じく、大字黒松716番地、藤原敬行氏。同じく、大字粟生1053番地、向井正久氏。同じく、大字清水1601番地6、山田文男氏。以上、15名の方々の任命について、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、令和9年6月30日までの3年間となっております。

以上で、提出議案に対する説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時57分

再開 11時50分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

お諮りします。

日程第5、報告第5号から日程第23、議案第45号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止し、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

なお、次回の本会議は6月13日、木曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 11時51分